

鹿児島県特用林産振興基本方針



平成30年 3月
(令和6年8月変更)

鹿児島県

特用林産振興基本方針 目 次

基本方針策定に当たって	P1
はじめに	P2
第1 本県の特用林産物の現状と課題	P2～
第2 特用林産振興の基本方針	
1 施策の推進方針	P8
2 施策の展開	P9～
第3 作目ごとの振興の基本方針	
1 たけのこ	P12～
2 しいたけ	P14～
3 その他きのこ	P16～
4 花木類	P18～
5 木炭等	P20～
6 竹材	P21～
7 山菜類	P23～
8 樹実類	P24～
9 まき	P25～
第4 対象作目及び振興地域（別表）	

基本方針策定に当たって

1 これまでの経緯と基本方針への変更

鹿児島県特用林産振興基本計画(以下、「基本計画」という。)は、昭和54年に国が制定した「特用林産振興基本方針」に基づき、昭和54年4月の第1期基本計画策定以降、10年ごとに見直しを行い、必要な施策を推進してきた。また、平成17年度までは国庫補助事業として県が基本計画を策定して国への協議を行ってきたが、平成18年度以降は国の基本計画策定の義務付けがなくなったことから、前期の第4期基本計画(平成20年4月～平成30年3月)は、県独自で策定したところである。

県ではこれまで基本計画に基づき、生産者養成講座の開催等による担い手の育成や竹林改良、樹林造成、人工ほだ場等の基盤整備、各種イベント開催による県産特用林産物のPR活動等の需要拡大対策を推進してきており、「早掘りたけのこ」や「竹材」、「しきみ」といった全国に誇れる作目も生まれ、特用林産物の振興だけでなく、農山村地域における経済振興や雇用の確保に大きな役割を果たすなど、一定の成果が得られたところである。

一方、第1期、第2期基本計画が策定された昭和50～60年代の日本経済は安定成長期にあり、平成3年のバブル景気崩壊によってこの安定成長期は終焉を迎えたものの、第3期基本計画期である平成10年代中後期は長い好景気が続いた。

しかし、第4期基本計画期では、平成20年のリーマン・ショックや平成23年の東日本大震災と原発事故、平成25年の消費税増税による消費意欲の減退等から景気が低迷するとともに、平成27年国勢調査において、日本の人口が同調査開始以来初めて減少に転じるなど、今後、少子高齢化の急速な進行とそれに伴う生産年齢人口の減少、国内需要の縮小等による中長期的な経済成長への阻害が懸念されるようになった。

これまでの基本計画では経済成長と人口増加を背景に、主な作目について右肩上がりの生産目標を掲げ、その達成に向けて取り組んできたところであるが、今回、第4期基本計画の改定を迎えるに当たり、このように社会情勢が大きく変化していく中で、作目ごとの10年後の生産目標を設定することは極めて困難であることから、今回の改定に当たり、基本計画の名称を鹿児島県特用林産振興基本方針(以下、「基本方針」という。)に改め、特用林産振興のための各種施策の基本的な方向を示すこととした。

この基本方針の下、特用林産に携わる関係者が主体的な取組を展開することを期待する。

2 基本方針の性格と役割

この基本方針は、かごしま未来創造ビジョンや鹿児島県森林・林業振興基本計画の取組の方向性との整合性を図るとともに、市町村の定めた振興作目を中心とし、中長期的な展望に立った本県の特用林産物振興に係る施策の推進方針等を示すものである。

3 基本方針の見直し

本基本方針について、社会情勢や特用林産物を巡る状況の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとする。

はじめに

本県は、全国一の竹林面積や豊富な森林資源、温暖な気候といった強みを生かして、たけのこやしいたけ、枝物や山菜等の多様な特用林産物を生産している。これらの中には、日本一の生産量を誇る「竹材」や「しきみ」、日本一早い「早掘りたけのこ」といった作目もあり、これら特用林産物の生産は、農山村地域の経済振興や雇用の確保、さらには魅力ある地域づくりに大きな役割を果たしている。

しかしながら、伝統的な食文化の衰退、安価な輸入品や代替品の増加等によって特用林産物の生産額は減少傾向にあり、今後も人口減少や少子高齢化の進行による生産者の減少とマーケットの縮小、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FAT）などによる経済のグローバル化等により、本県の特用林産物の生産を取り巻く状況は、引き続き厳しいものと予想される。

一方、本格的な人口減少社会の到来により、農山村地域の生き残りをかけた産地間競争が激化するなか、幅広い年齢層が従事することができる特用林産物の生産は、これまで以上に本県の農山村地域における就労機会の創出や収入源として重要な役割を担ってきている。

さらに、特用林産物の生産者は、農山村と都市住民との交流促進や地域コミュニティの活力源としても重要な役割を果たしていることなどから、特用林産物の生産振興を図っていくことは、農山村地域の活性化や林業の成長産業化のためにも重要な課題となっている。

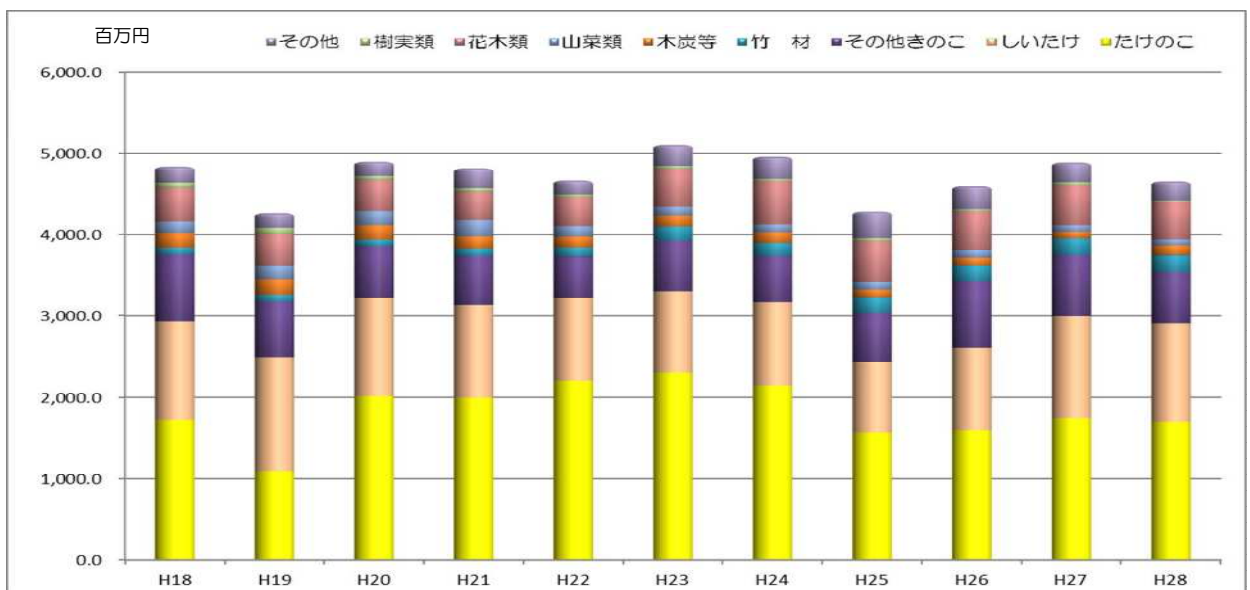
第1 本県の特用林産物の現状と課題

1 特用林産物の生産量の減少

本県の特用林産物の生産額は、生産者の減少や高齢化、主要作目であるたけのこ、しいたけの輸入の増大等によって低迷しており、平成28年は約47億円となっている。

しかしながら、その生産額は同年林業総生産額の約33%を占めており、特用林産物の生産は、就労機会の乏しい農山村における就労の場を確保する上で、また、貴重な現金収入源として、農業や木材産業などとあいまって、農山村を支える地域産業として重要な役割を果たしている。

このため、担い手の育成、生産基盤等の整備、需要の拡大など総合的に施策を展開して、特用林産物の生産量の増大を図ることが重要となっている。



(資料：森林経営課調べ)

図1 本県特用林産物生産額の推移

2 生産者の減少

近年、県内の生産地では、過疎・高齢化等によって生産者の減少が進んでおり、特にたけのこ生産者は、平成13年には2,000人を超えていたが、平成28年は730人となり、1,000人を割り込んだ。

また、しいたけ生産者についても、平成13年の171人が、平成28年には67人と40%弱まで減少している。

このため、県では、平成17年度からたけのこ及び原木しいたけ生産者養成講座を開始し、平成24年度からは枝物生産者養成講座も追加して、担い手の育成に努めている。

3つの養成講座ともほぼ毎年定数20名を上回る応募があり、これまでに、たけのこで235名、原木しいたけで244名、枝物で106名が受講し、受講終了時点での調査では、約4割近くの受講者が新たに生産を開始したところである。

しかしながら、たけのこで受講者の66%、しいたけで64%、枝物で68%が50～60歳代であり、さらに、しいたけや枝物については、収入があるまで生産を開始してから2～3年を要することなどから、今後も新規生産者の養成とその定着を促進するための支援が必要となっている。

表1 特用林産物の主な生産者の推移

作目	生産者数			備考
	H13	H18	H28	
たけのこ	2,011人	1,378人	730人	日置、川薩、出水、始良4地区のJAたけのこ部会員数
しいたけ	171人	101人	67人	専業者：第1種兼業者数 (第2種兼業者を含めるとH28は1,301人)
木炭等	292人	209人	117人	
竹材	14人	10人	6人	県竹産連原竹部会員数

(資料：森林経営課調べ)

表2 生産者養成講座受講者数

区分	受講者数			受講終了時点で既に生産を始めた受講生(B)	B/A
	H17～H23	H24～H28	合計(A)		
たけのこ	159名	76名	235名	109名	46%
原木しいたけ	164名	80名	244名	99名	41%
枝物	-	106名	106名	36名	34%
計	323名	262名	585名	244名	42%

注)枝物生産者養成講座は、平成24年度から実施

(資料：森林経営課調べ)

表3 生産者養成講座受講者年齢構成

区分	年齢構成							50～60代の占める割合
	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合計	
たけのこ	12名	26名	30名	68名	87名	12名	235名	66%
原木しいたけ	14名	19名	44名	92名	63名	12名	244名	64%
枝物	3名	11名	15名	28名	44名	5名	106名	68%
計	29名	56名	89名	188名	194名	29名	585名	65%

(資料：森林経営課調べ)

3 生産基盤整備の遅れ

本県の特用林産物の生産規模は、九州各県と比較しても零細で分散化しており、効率的な生産のための施設の整備が十分でない状況にある。

特に本県の主要な作目である原木しいたけについては、各県と比較しても生産規模が零細で分散しており（注1）、生産性の向上に繋がる人工ほだ場の設置数や所得向上に繋がる乾燥機等の生産基盤は、他県に比べて脆弱な状況にある（注2）。

一方、たけのこ生産林や枝物生産圃場等については、後継者不在で放置された竹林や圃場が増加しつつある。枝物については、産地間の競争力強化のための省力化や生産性向上につながる施設整備、さらに、桜島や新燃岳の火山活動の活発化に備えた降灰被害防止施設の整備等が急務となっている。

このため、今後、原木しいたけについては人工ほだ場やビニールハウスなどの栽培施設等の整備、たけのこについては竹林改良、枝物については生産施設の整備等を進め、生産規模の拡大や生産性の向上を図るとともに、更なる高品質化・高付加価値化を促進することが重要となっている。

（注1）乾しいたけのみの生産者及び乾しいたけ主体の生産者の合計は、大分県の3%(表5)

（注2）人工ほだ場棟数及び乾燥機数は、大分県の3%(表7)

表4 原木しいたけ生産量（H28現在）

区分	乾しいたけ		生しいたけ		合計
全国	2,531.8t	26%	7,323.5t	74%	9,855.3t
大分県	1,142.4t	72%	435.4t	28%	1,577.8t
宮崎県	494.2t	83%	104.2t	17%	598.4t
鹿児島県	58.2t	7%	762.9t	93%	821.1t

（資料：森林経営課調べ）

表5 原木しいたけ主体別生産者（H28現在）

区分	乾しいたけのみ		乾しいたけ主体		生しいたけ主体		生しいたけのみ		合計
全国	6,774人	36%	3,870人	21%	3,381人	18%	4,671人	25%	18,696人
大分県	3,572人	85%	443人	11%	94人	2%	81人	2%	4,190人
宮崎県	863人	57%	485人	32%	95人	6%	63人	4%	1,506人
鹿児島県	12人	1%	113人	9%	453人	35%	723人	56%	1,301人

（資料：森林経営課調べ）

表6 しいたけほだ木所有本数割合（H28現在）

区分	3,000本未満	3,000～30,000本	30,000本以上
全国	13,314人	5,084人	298人
大分県	2,183人	1,862人	145人
宮崎県	1,108人	392人	6人
鹿児島県	1,222人	76人	3人

（資料：森林経営課調べ）

表7 しいたけ生産基盤整備状況（H28現在）

区分	人工ほだ場	乾燥機
全国	4,231棟	11,575台
大分県	226棟	5,457台
宮崎県	75棟	1,652台
鹿児島県	61棟	126台

（資料：森林経営課調べ）

4 需要の低迷

農林水産物市場の国際化が進んできたことで、本県の主要な作目であるたけのこや乾しいたけ等については、安価な外国産の輸入が急増するとともに、食文化の欧米化や外食化、若者を中心とした和食離れが進んだことで、その需要は減少してきている。

さらに、原木しいたけについては、平成23年の東日本大震災での原発事故による風評被害等で需要の減少に拍車がかかった。

一方、竹材については、日用品の材料が竹材から石油製品に替わったことで長らく需要低迷が続いてきたが、イノベーションによる竹を原料としたセルロールナノファイバーの研究開発と実用化に向けた取組が加速化しており、今後の需要の増加が期待されている。

このような中、県産特用林産物の需要拡大を図るためには、マーケットインの発想による新たな商品開発や、高付加価値、差別化によるブランド化推進、各種イベントの開催やマスメディア等の活用による普及・啓発等を行うとともに、イノベーション等に伴う新たな特用林産物の需要増に対応できる供給体制の整備を進めることが重要な課題となっている。

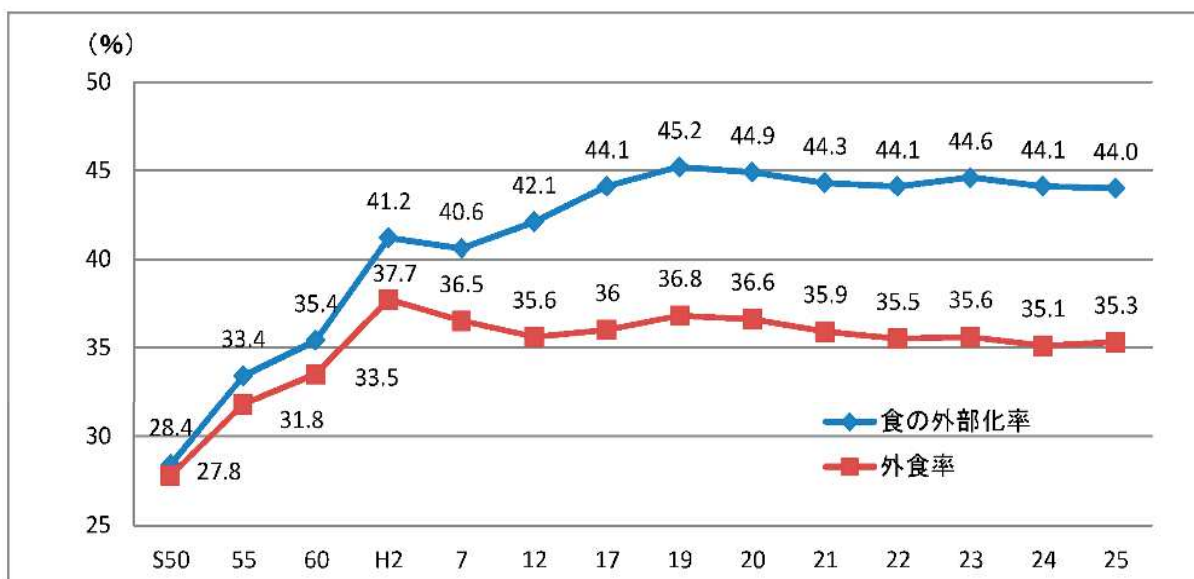
表8 たけのこ、しいたけ、竹材における輸入率状況（H28現在）

区分	本県生産量	全国生産量	全国輸入量 (A)	全国輸出量	全国消費量 (B)	輸入率 (A)/(B)
たけのこ	6,924 t	35,592 t	168,578 t	0 t	204,170 t	82.6%
乾しいたけ	72 t	2,734 t	5,134 t	30 t	7,838 t	65.5%
生しいたけ	1,087 t	69,707 t	2,015 t	0 t	71,722 t	2.8%
竹材	2,407 t	38,166 t	7,472 t	12 t	45,626 t	16.4%

注) 乾・生しいたけには、菌床栽培の生産量が含まれる。

注) 竹材は、30kg/束で換算したものである。

(資料：森林経営課調べ)



資料：(財)食の安心・安全財団付属機関外食産業総合調査研究センターによる推計

注 食の外部化率：外食率に総菜・調理食品も支出割合を加えたもの
外食率：食料消費支出に占める外食の割合

図2 全国における外食率，食の外部化の推移

6 食文化へのIT技術の浸透と伝統的な食文化継承の動き

バブル景気以降、ファミリーレストランやコンビニエンスストア、持ち帰り弁当屋の拡大により、外食や中食といった食事スタイルが普及し始めるとともに、食生活の多様化や食の欧米化と簡便化が一層進んできた。

さらに、インターネットやソーシャルメディアの普及が急速に進んだことで、調理方法はインターネット上のサイトを参考にする人が急増するとともに、ブログ上に掲載された料理の写真が様々なテレビ・雑誌等のメディアで紹介されるなど、誰もが情報源となって食に関する情報を発信することができる、食をめぐる新しいコミュニケーションも生まれてきた。

一方、平成25年12月、ユネスコ無形文化遺産に「和食；日本人の伝統的な食文化」が登録されたのを契機に、国では平成28年に決定された「第3次食育推進基本計画」を踏まえ、食育活動を通じた郷土料理や伝統食材、伝統的な食文化に関する国民の関心と理解を深めることで、伝統的な食文化の保護・継承を推進してきた。

本県においても、平成28年に「かごしまの“食”交流推進計画（第3次）」を策定し、本県の伝統的な食文化の継承と健康で豊かな食生活の推進に取り組んでいる。たけのこや原木しいたけ等の特用林産物も“ハレの日”における郷土料理の伝統的食材であり、特に乾しいたけについては、和食の旨味である“出汁”の大切な食材であるとともに、抗腫瘍効果や血圧、コレステロール値を下げる健康食材としても注目されていることから、これら特用林産物は今後更に地域食文化への定着と県民の健康的な食生活への貢献が期待されている。

このため、食生活形成期である子供や育児世代といったライフステージを対象とした食育活動を通じて、たけのこやしいたけ等を使用した食文化の普及・定着と継承を推進することで、特用林産物の地産地消と需要の維持・拡大を図ることが重要となっている。

さらに、大量の食材を取り扱う外食・中食産業への販路拡大、グローバル化に伴う多様な食文化や高齢化社会における健康ニーズの増大にも対応した取り組み、インターネットやソーシャルメディアを活用したPR活動も必要となってきた。

表9 夕食で外食・中食を利用する割合（県）

	外食		中食	
	回答者数	割合(%)	回答者数	割合(%)
ほとんど利用しない	51	28.8	68	38.4
半年に2～5回	50	28.2	39	22.0
月に1～3回	57	32.3	44	24.9
週に1～2回	11	6.2	17	9.6
週に3～4回	0	0.0	2	1.1
ほとんど毎日	5	2.8	3	1.7
未回答	3	1.7	4	2.3

資料：県政モニターアンケート調査（平成27年度）

第2 特用林産振興の基本方針

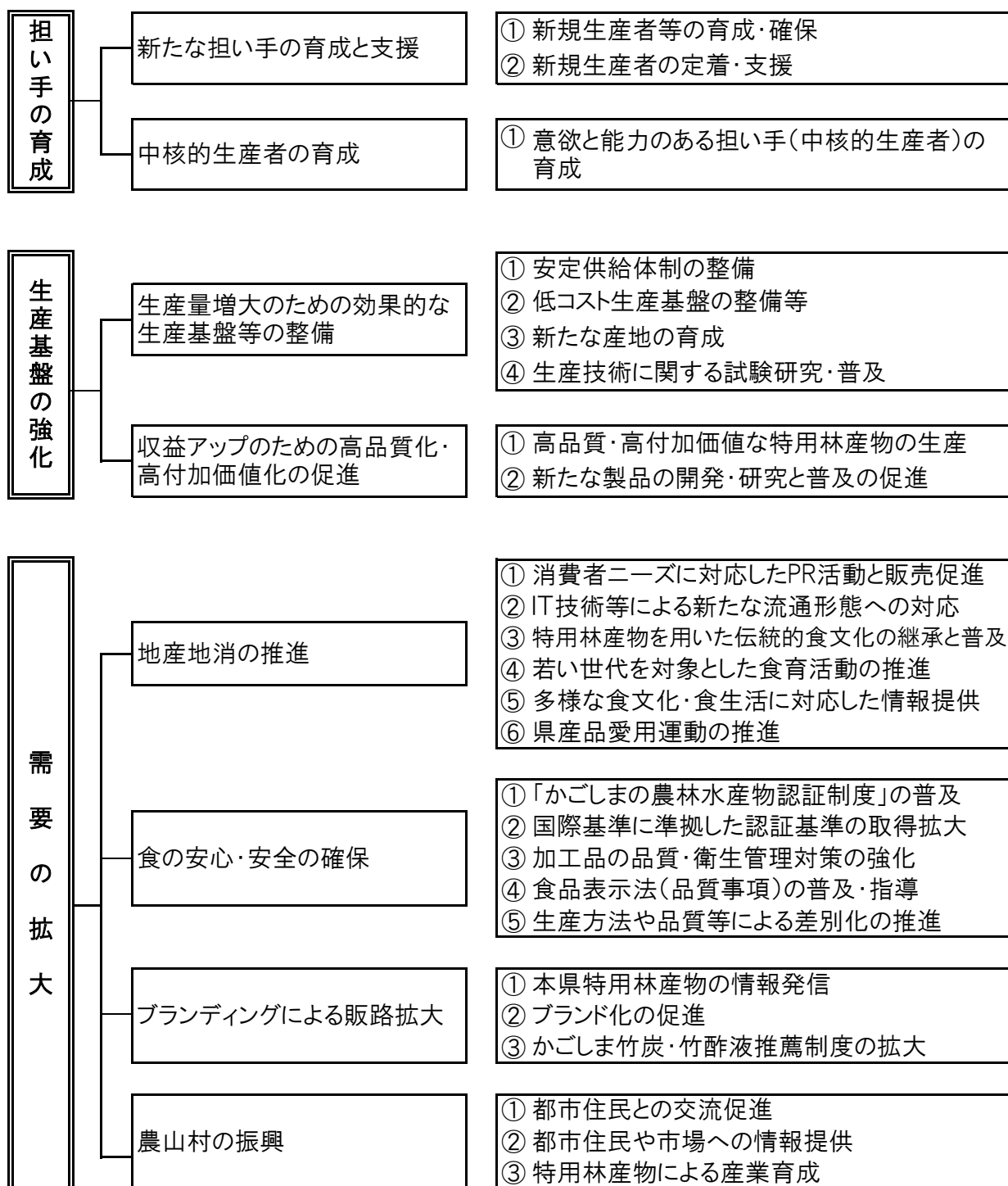
1 施策の推進方針

地域特性を生かした作目ごとに、担い手の育成・確保や生産基盤の強化等を図るとともに、需要拡大に向けた活動を促進する。

特に、早掘りたけのこや原木しいたけ・枝物については、竹林改良や樹林造成等による生産団地の形成、乾燥機や人工ほだ場、保冷库などの施設整備に加え、都市住民や市場への情報発信などへの取組を支援するなど、生産体制の強化と需要の拡大を促進する。

また、「食の安心・安全」へのニーズが国内外で高まっていることから、「かごしまの農林水産物認証制度」の更なる普及及び国際基準に準拠した認証取得の促進、食品表示の適正化の推進を図っていく。

施策の展開



2 施策の展開

特用林産振興の施策の推進方針に基づき、以下の施策を講じる。

(1) 担い手の育成

1) 新たな担い手の育成と支援

県内の生産地では、過疎・高齢化等によって生産者の減少が進んでおり、幅広い年齢層を対象にした新規生産者や後継者の育成・確保等が重要である。

このため、新規生産者等育成のための「生産者養成講座」や、生産技術研修会等を開催するとともに、新規生産者の定着支援として、竹林やしいたけ原木、枝物等の情報提供及び生産基盤の整備支援、相談員等による技術指導等を行うなど、関係団体等と連携して、新規生産者等の育成や定着支援を図る。

- ① 新規生産者等の育成・確保
- ② 新規生産者の定着・支援

2) 中核的生産者の育成

特用林産物の生産者の安定的な収益を確保し、所得の向上、持続的経営を維持するためには、需要動向や地域特性を踏まえた生産目標・経営目標を定めることのできる経営意識の高い中核的な生産者を育成する必要がある。

また、このような中核的生産者は、連帯感の希薄化や地域コミュニティの崩壊が危惧されている農山村地域において、地域活性化を促進するための大きな役割も担っている。

このため、関係団体等と連携し、技術研修等による生産技術の向上や生産基盤の整備支援、生産・流通や保険制度等に関する情報提供等を行い、中核的生産者の育成に努める。

- ① 意欲と能力のある担い手(中核的生産者)の育成

(2) 生産基盤の強化

1) 生産量増大のための効果的な生産基盤等の整備

本県の特用林産物の生産状況は、零細で分散化しており、生産量を増大させるためには、生産規模の拡大や生産性の向上を図る必要がある。

このため、たけのこ生産団地やしいたけ・きのこ類、枝物などの生産施設の整備、原木しいたけ生産施設の集約化・共同化、降灰被害防止施設の整備、出荷施設や保冷库などの集出荷施設の整備など、安定供給体制の整備を進めるとともに、路網整備や効率の良いしいたけ乾燥機、竹材処理機械や伐竹集材システム等の導入など低コスト生産基盤の整備を図る。

また、生産組織の育成や新たな産地の育成を図るとともに、生産量増大に繋がる栽培技術や病害虫対策等の研究・普及などにも努める。

- ① 安定供給体制の整備
- ② 低コスト生産基盤の整備等
- ③ 新たな産地の育成
- ④ 生産技術等に関する試験研究・普及

2) 収益アップのための高品質化・高付加価値化の促進

特用林産物の高品質化・高付加価値化を促進するためには、新たな生産技術や商品の開発及びその普及が必要である。

このため、市場等が求める良質なたけのこやしいたけ、花木類などの生産促進や栽培技術の研究など、高品質な特用林産物の生産に努めるとともに、マーケットインの発想による加工食品の開発や特性・機能を生かした製品開発など、県産特用林産物の特徴や有利性を生かした付加価値化を促進する。

また、竹材の飼料化や竹材を利用したボード、炭入りの食品、竹材や木竹炭を活用した土壌改良材、竹パルプを原料としたセルロースナノファイバーの実用化など新たな用途開発やそのための研究の促進が期待される。

さらに、これらの成果を生産現場に普及させるため、技術開発現場と普及指導組織等との連携や関係者の情報ネットワーク化等を図る。

- | |
|----------------------|
| ① 高品質・高付加価値な特用林産物の生産 |
| ② 新たな製品の開発・研究と普及の促進 |

(3) 需要の拡大

1) 地産地消の推進

県産特用林産物の需要は、その多くが県内消費であるが、大手量販店等では、外国産や国内他産地の商品が多く販売されている状況にある。

このため、消費者ニーズを的確に捉えた県産特用林産物のPR活動やイベント等における即売会・試食会、マスメディア、ソーシャルメディア等を通じた県産特用林産物の特徴やおいしさ等の情報提供に努めるとともに、集出荷施設等の整備による流通体制の整備やインターネット等による新たな流通形態への対応等を促進する。

また、教育関係者や地域コミュニティ等と連携し、若い世代を対象に特用林産物の生産体験学習も兼ねた食育活動に取り組むとともに、地元食材の学校給食への積極的な提供と生産者との交流を行うことで、県産特用林産物の地産地消と地域食文化への定着及び特用林産物への関心と理解向上を図る。

さらに、伝統的な食文化の継承に向けた取組や多様な食文化・食生活に対応した調理方法や外食・中食としての利用方法等の情報提供を行うことで、需要拡大を促進する。

一方、竹製品や木竹炭等については、「県産品愛用運動」を促進し、需要の拡大に努める。

- | |
|-------------------------|
| ① 消費者ニーズに対応したPR活動と販売促進 |
| ② IT技術等による新たな流通形態への対応 |
| ③ 特用林産物を用いた伝統的食文化の継承と普及 |
| ④ 若い世代を対象とした食育活動の推進 |
| ⑤ 多様な食文化・食生活に対応した情報提供 |
| ⑥ 県産品愛用運動の推進 |

2) 食の安心・安全の確保

安心・安全な食品を求める消費者ニーズに対応するため、「かごしまの農林水産物認証制度」を普及するとともに、国際基準に準拠した認証基準の取得拡大に努める。

また、県産特用林産物の産地や生産方法を消費者へ正確に伝えるため、食品表示法(品質事項)に基づく食品表示の指導・検査を実施するとともに、加工品の製造・保存等における品質・衛生管理の対策指導を強化する。

さらに、県産特用林産物の生産方法や品質、効用等に関する情報を、広報媒体やイベント等を通じて消費者へ提供し理解を深めてもらうことで、他産地や他商品との差別化を推進する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 「かごしまの農林水産物認証制度」の普及② 国際基準に準拠した認証基準の取得拡大③ 加工品の品質・衛生管理対策の強化④ 食品表示法(品質事項)の普及・指導⑤ 生産方法や品質等による差別化の推進 |
|---|

3) ブランディングによる販路拡大

県内外で開催されるイベント等において、本県の豊かな自然や食文化、個性ある歴史を背景に、県産特用林産物の魅力や価値等の情報発信を行うとともに、市場や消費者との強い信頼関係を構築することで、県産特用林産物のイメージアップとブランド化を促進する。

また、県産特用林産物の差別化と本物志向の消費者ニーズに対応するため、早掘りたけのこや枝物などのブランド化の推進を進めるとともに、「かごしま竹炭・竹酢液推薦制度」の取得と認知度向上に努める。

さらに、関東、関西の大消費地を対象にした県産品宣伝販売促進活動により、たけのこやきのこ類、竹製品や木竹炭等のPRと需要拡大に努める。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 本県特用林産物の情報発信② ブランド化の促進③ かごしま竹炭・竹酢液推薦制度の拡大 |
|---|

4) 農山村の振興

グリーンツーリズムや原木しいたけ交流会、たけのこ掘り交流会など、地域特用林産物を活用した都市住民との交流や特用林産物に関する情報発信を行うことで、農山村地域の活性化を図るとともに、新規就労者やU・ターン者等が魅力を感じる地域社会の形成を促進する。

また、就労機会の創出や定住の促進等を図るため、特用林産物を活用した地域産業の育成を促進する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 都市住民との交流促進② 都市住民や市場への情報提供③ 特用林産物による産業育成 |
|---|

第3 作目ごとの振興の基本方針

第2の2の施策の展開に基づき、本県における主要な作目ごとの振興の基本方針を以下のとおり示す。

ここで示す主要な作目については、本県特用林産物の総生産額に占める割合が大きく、各市町村の振興対象に指定されている作目とした。

なお、各市町村の振興対象作目については、別表のとおりである。

1 たけのこ

(1) 現 状

- ・ 平成28年の生産量は6,924トンで全国第2位であるが、近年、生産者の高齢化等や相次ぐ台風被害等により竹林が荒廃し、生産量は減少傾向にある。
- ・ 本県の温暖な気候を生かして、10月から出荷される早掘りたけのこは、全国一早いたけのことして中央市場等で高い評価を得ていることから、更なる生産拡大と安定供給が望まれている。
- ・ 加工用たけのこは、中国産たけのこの輸入の増大により、価格・需要ともに低迷している。

(2) 課 題

- ・ 高齢化や後継者不足等による生産者の減少に対応するため、生産者の育成を図る必要がある。
- ・ 高齢化や労働力不足に対応するため、伐竹に対応できる事業体を育成し、施業の機械化や受委託を促進する必要がある。
- ・ 収益性の高い早掘りたけのこの生産拡大と安定供給を図るため、竹林改良等の生産基盤の整備を進めるとともに、台風等による被害竹林の早期復旧に努める。
- ・ 商品の信頼確保や他県産品との差別化を図るため、商品の出荷・管理技術の向上とブランド化の推進を図る必要がある。
- ・ 地域における「食育」活動や多様な食文化・食生活に対応した利用方法等を促進することで、地産地消による需要拡大に努める。

(3) 施策の展開

① 担い手の育成

ア 新たな担い手の育成と支援

- ・ 「たけのこ生産者養成講座」等による新規生産者や後継者を育成するとともに、生産者の組織化を進める。
- ・ 「たけのこ相談員」による生産技術や経営に関する指導を通じ、各産地における技術支援活動の活性化を図る。
- ・ 竹林の施業受委託を促進し、たけのこ生産に意欲のある生産者の育成・定着を図る。

イ 中核的生産者の育成

- ・ 中核的な生産者を育成するとともに、生産者の組織化を進める。
- ・ 林業普及指導員等による生産者指導の充実を図る。

② 生産基盤の強化

ア 生産量増大のための効率的な生産基盤等の整備

- ・ 竹林改良や路網整備等を一体的に行い、早掘りたけのこを主体とした収益性の高い生産団地の維持・造成を図る。
- ・ 竹材処理機械や新たな伐竹集材システムの導入等により、たけのこ生産の低コスト化を図る。
- ・ 保冷库等の出荷施設の整備を進めることで、出荷ロットの拡大や品質確保等を図る。
- ・ 加工施設の充実を図ることで、加工用たけのこの生産量増大を促進する。

イ 収益アップのための高品質化・高付加価値化の促進

- ・ 地域特性を生かした早掘りたけのこのナンバーワンの産地づくりと、商品の高品質化・高付加価値化を促進する。
- ・ 観光業界や地域コミュニティと連携し、「朝掘りたけのこ」など新たな付加価値を付けた製品の開発・PRを促進する。

③ 需要の拡大

ア 地産地消の推進

- ・ 県産たけのこを求める消費者ニーズに対応した、商品の流通・販売体制を整備するとともに、インターネット等を活用した新たな流通や情報発信体制の整備を促進する。
- ・ 学校や地域の生産者組織、自治体が実施する収穫体験等を通じて、若者を対象にした県産たけのこの「食育」に取り組む。
- ・ たけのこを用いた郷土料理や新たな調理方法の紹介等を行うことで、地域食文化へのたけのこ料理の定着化を図る。
- ・ 多様な食文化・食生活の変化に対応した調理方法や、外食・中食としての利用方法等の提案や情報提供等による需要拡大に取り組む。
- ・ 県内外の商業施設やイベント等において、他の県産品と一体となった宣伝販促活動を行うことで、県産たけのこのイメージアップと認知度向上を図る。

イ 食の安心・安全の確保

- ・ 「かごしまの農林水産物認証制度」の普及による認証取得の拡大を推進する。
- ・ 食品表示の適正化と県産たけのこへの信頼を確保するため、加工品等の表示に関する指導を強化する。

ウ ブランディングによる販路拡大

- ・ 日本一早い県産早掘りたけのこ他県産との差別化を図るため、地域におけるブランド化の推進を図る。
- ・ ブランドに対する市場等からの信頼を確保するため、出荷・管理技術の向上と規格・選別の徹底を図る。

エ 農山村の振興

- ・ たけのこを使ったグリーンツーリズムや「たけのこ掘り交流会」、「たけのこツアー」などのイベントを活用して、農山村と都市の交流を促進する。
- ・ たけのこ生産振興を通じて、地域産業の育成を促進する。

2 しいたけ（乾しいたけ，生しいたけ）

(1) 現 状

- ・ 生産量は，生産者の減少・高齢化や輸入の増大等を背景に近年減少傾向にあり，平成28年の全国地位は，生しいたけが1,087トンで全国第19位，乾しいたけが72トンで全国第7位となっている。
- ・ 本県のしいたけ栽培方法は，殆どが原木栽培であるが，生産施設整備の立ち後れ等により，生産量や品質が気象条件に左右されやすい不安定な状況にある。
- ・ 残留農薬の規制や食品表示偽造等の問題等から，消費者の安心・安全な食品に対する要望や健康志向が高まってきており，農薬を使用しない安心・安全な国産原木しいたけや，健康食材としての乾しいたけが見直されている。

(2) 課 題

- ・ 高齢化や後継者不足等による生産者減少に対応するため，生産者の育成を図る必要がある。
- ・ 収益性が生産技術に大きく左右されるため，生産技術の指導強化を図る必要がある。
- ・ 安定的な生産と品質の向上を図るため，散水施設や乾燥機の整備など生産施設の整備を促進する必要がある。
- ・ 安心・安全な食品を求める消費者の要望に対応するため，「かごしまの農林水産物認証制度」の認証取得を拡大する必要がある。
- ・ 地域における「食育」活動や多様な食文化・食生活に対応した利用方法等を促進することで，地産地消による需要拡大に努める。

(3) 施策の展開

① 担い手の育成

ア 新たな担い手の育成と支援

- ・ 「原木しいたけ生産者養成講座」等による新規生産者や自立できる専業生産者の育成を図る。
- ・ 新規生産者の定着を図るため，「しいたけ相談員」等による技術や経営に関する助言，椎茸乾燥機リース事業等の生産基盤整備への支援を促進する。

イ 中核的生産者の育成

- ・ 鹿児島県椎茸農業協同組合との連携を強化し，中核的生産者を育成するとともに，林業普及指導員等により生産技術の指導強化を図る。

② 生産基盤の強化

ア 生産量増大のための効果的な生産基盤等の整備

- ・ 生産量の増大を図るため，人工ほだ場や乾燥機，散水施設等の生産基盤の整備を図る。
- ・ 生産規模の拡大を図るため，施設の集約化や共同化を促進する。

- ・ 原木生産の低コスト化を図るため、効率の良い乾燥機等の整備を促進する。
 - ・ 安定供給体制を構築するため、低温倉庫など集出荷施設の整備を促進し、共同出荷体制を確立する。
 - ・ 鹿児島県椎茸農業協同組合の経営基盤を強化することで、県産原木しいたけの安定供給と共同出荷体制の構築を図る。
- イ 収益アップのための高品質化・高付加価値化の促進
- ・ 加工施設の整備を促進することで、高品質で付加価値が高く、消費者が使いやすい商品づくりを進める。

③ 需要の拡大

ア 地産地消の推進

- ・ 消費者ニーズに対応した、良質で新鮮な原木しいたけの提供を図るため、商品の流通・販売体制の整備や地元物産館を活用した販売、インターネット等を活用した新たな流通や情報発信体制の整備を促進する。
- ・ 乾しいたけの「旨み」を引き出す効果や抗腫瘍効果、血圧を下げる効果等、食材としての優れた特性を周知することで、乾しいたけの需要拡大を図る。
- ・ 学校や地域の生産者組織、自治体が実施する収穫体験等を通じて、若者を対象にした県産原木しいたけの「食育」に取り組む。
- ・ 乾しいたけを用いた郷土料理や新たな調理方法の紹介等を行うことで、乾しいたけの地域食文化への定着を図る。
- ・ 多様な食文化・食生活の変化に対応した調理方法や、外食・中食としての利用方法等の提案や情報提供等による需要拡大に取り組む。
- ・ 県内外の商業施設やイベント等において、他の県産品と一体となった宣伝販促活動を行うことで、県産原木しいたけのイメージアップと認知度向上を図る。

イ 食の安心・安全の確保

- ・ 「かごしまの農林水産物認証制度」の普及による認証取得の拡大を推進する。
- ・ 認証生産者のグループ化や集出荷施設の整備など、認証品の安定供給体制の整備を促進する。
- ・ 食品表示の適正化と県産原木しいたけへの信頼を確保するため、加工品等の表示等に関する指導を強化する。
- ・ 食品表示制度の普及啓発により、原木栽培と菌床栽培との差別化を図る。

ウ かごしまブランド販路創出拡大

- ・ 品質の向上や出荷規格の統一を図り、「かごしま原木しいたけ」としての銘柄の確立を図る。
- ・ 「かごしまの農林水産物認証制度」の認証取得を拡大し、県産しいたけの他産地との差別化を図るとともに、安心・安全な食品としての原木しいたけの普及・啓発に努める。

エ 農山村の振興

- ・ しいたけ生産者交流会や収穫体験、駒打ち体験活動を通して、農山村と都市の交流を促進する。
- ・ しいたけ生産振興を通じて、地域産業の育成を促進する。

3 その他きのこ（えのきたけ，ひらたけ，きくらげ）

(1) 現 状

- ・ 平成28年の生産量は，えのきたけが1,765トンで全国第9位の実産県となっており，全国生産量に占める割合は1.3%である。消費量は全国的にここ数年横ばいで推移しているが，本県の実産量は増加している。
- ・ ひらたけは，50トンで全国第11位の実産県であるが，全国生産量に占める割合は1%も満たない状況である。消費量は他のきのこ類に押されて全国的に減少傾向にあり，本県の実産量も減少している。
- ・ きくらげは，大島郡和泊町でそのほとんどが生産されており，生きくらげが62トンで全国第3位，乾きくらげが4トンで全国第5位の実産県であるが，全国生産量に占める割合は生・乾あわせて8%である。

(2) 課 題

- ・ 生産拡大には，生産施設等の規模拡大や流通コストの軽減が必要である。
- ・ きのこ類については，夏場の需要が低迷することから，6次産業化等による加工食品の開発に努める必要がある。
- ・ 安心・安全な食品を求める消費者の要望に応えるため，「かごしまの農林水産物認証制度」の認証取得を推進する必要がある。
- ・ 生産量や品質が，種菌の品質・生産技術に大きく左右されるため，種菌の改良やそれに合わせた生産技術の向上を図る必要がある。

(3) 施策の展開

① 生産基盤の強化

ア 生産量増大のための効果的な生産基盤等の整備

- ・ 需要動向にも配慮しながら，施設の近代化や規模拡大を促進し，品質の向上と生産拡大に努める。

イ 収益アップのための高品質化・高付加価値化の促進

- ・ 新たな培養基材の開発や，新たな作目の栽培技術の開発を行う。
- ・ 通年需要の確保と付加価値を高めるため，加工食品等の開発を促進する。

② 需要の拡大

ア 地産地消の推進

- ・ 消費者ニーズに対応した，良質で新鮮なきのこ類の提供を図るため，商品の流通・販売体制の整備や地元物産館を活用した販売，インターネット等を活用した新たな流通や情報発信体制の整備を促進する。
- ・ 「かごしまの農林水産物認証制度」の認証取得を拡大し，県産きのこ類の他産地との差別化を図るとともに，安心・安全な食品としてのきのこ類の普及・啓発に努める。

- ・ 県内外の商業施設やイベント等において、他の県産品と一体となった宣伝販促活動を行うことで、県産きのこ類のイメージアップと認知度向上を図る。

イ 食の安心・安全の確保

- ・ 「かごしまの農林水産物認証制度」の普及による認証取得の拡大を推進する。
- ・ 食品表示の適正化と県産きのこへの信頼を図るため、食品表示等に関する指導を強化する。

ウ かごしまブランド販路創出拡大

- ・ 「かごしまの農林水産物認証制度」や有機JAS等の取得を促進し、他産地との差別化を図ることで、県産きのこ類の需要拡大を促進する。

エ 農山村の振興

- ・ きのこ類の生産振興を通じて、地域産業の育成を促進する。

4 花木類

(しきみ、さかき、ひさかき、せんりょう、くじゃくひば、においひば、そてつ)

(1) 現 状

- ・ 花木類の生産量は減少傾向にあるが、特に、しきみやさかき、ひさかきは、関東・関西方面において需要が多いことから、温暖な立地条件を活かして、大隅地域を中心に、樹林造成等が積極的に進められている。
- ・ せんりょう、くじゃくひば、においひばについても安定した需要が見込まれ、鹿児島、北薩、始良地域を中心に生産が増大している。
- ・ そてつについては、急速な過疎化と高齢化により、生産活動が衰退している。

(2) 課 題

- ・ 高齢化や後継者不足等による生産者減少に対応するため、生産者の育成を図る必要がある。
- ・ 収益性が生産技術に大きく左右されるため、生産技術の指導・強化を図る必要がある。
- ・ 消費者ニーズに対応した高品質の商品を安定的に供給するため、生産の拡大と生産・出荷技術の向上を図る必要がある。
- ・ ロットの拡大と流通の合理化を図るため、出荷体制を整備する必要がある。
- ・ 商品の信頼確保や他県産品との差別化を図るため、ブランド化の推進を図る必要がある。

(3) 施策の展開

① 担い手の育成

ア 新たな担い手の育成と支援

- ・ 「枝物生産者養成講座」等による新規生産者や後継者を育成するとともに、生産者の組織化を進める。
- ・ 「枝物相談員」による生産技術や経営に関する指導を通じ、各産地における技術支援活動の活性化を図る。

イ 中核生産者の育成

- ・ 整枝剪定や病害虫防除など生産・出荷技術の普及指導を行い、中核生産者の技術向上を図る。

② 生産基盤の強化

ア 生産量増大のための効果的な生産基盤等の整備

- ・ 生産者の組織化を図りながら、商品性の高い品種を選定し、計画的に樹林造成を進める。
- ・ 生産量の増大を図るため、薬剤散布等により、病害虫予防を行う。
- ・ 生産規模の拡大を図るため、施設の集約化や共同化を促進する。

- ・ 安定供給体制を構築するため、低温倉庫など集出荷施設の整備を促進し、共同出荷体制を確立する。
- イ 収益アップのための高品質化・高付加価値化の促進
 - ・ 生産性や品質向上を図るため、優良品種の選抜や技術開発を進めるとともに、現地研修会等を通じて、整枝剪定や病害虫防除などの生産・出荷技術の普及指導を強化する。

③ 需要の拡大

ア 地産地消の推進

- ・ 県内市場の集荷量や価格、規格等に関する情報の収集・発信に努める。

イ ブランディングによる販路創出拡大

- ・ 他県産との差別化を図るため、地域におけるブランド化の推進を図る。
- ・ ブランドに対する市場等からの信頼を確保するため、出荷・管理技術の向上と規格・選別の徹底を図る。
- ・ 県外市場等の集荷量や価格、規格等に関する情報収集とその発信に努める。

ウ 農山村の振興

- ・ 花木類の生産振興を通じて、地域産業の育成を促進する。

5 木炭等（木炭，竹炭，木酢液，竹酢液）

(1) 現 状

- ・ 平成28年の生産量は，木炭が562t，竹炭が19t，木酢液が113kℓ，竹酢液が2kℓであり，近年生産量は減少している。
- ・ 近年，安価な外国産の輸入や生産者の減少など，生産は減少傾向にある。
- ・ 竹炭については，飲用水用や炊飯用，脱臭用などとして利用されているものの，生産は減少傾向である。

(2) 課 題

- ・ 需要に見合った商品を安定的かつ低コストで供給できる生産体制の整備を図る必要がある。
- ・ 木・竹炭の種類別の物理的特性を生かした，新たな商品開発を促進する必要がある。
- ・ 木・竹炭の用途等を普及・PRを行い，需要拡大を図る必要がある。

(3) 施策の展開

① 生産基盤の強化

ア 生産量増大のための効果的な生産基盤等の整備

- ・ 用途に応じた生産施設の整備を進め，生産拡大と低コスト化を図る。

イ 収益アップのための高品質化・高付加価値化の促進

- ・ 木・竹炭等の物理的特性を生かした，新たな用途を開発するとともに，用途に応じた生産技術を確立する。

② 需要の拡大

ア 地産地消の推進

- ・ 木・竹炭の良さや地球温暖化防止に貢献する環境資材であることを広くPRすることで，需要拡大を促進する。
- ・ 土壌改良材や水質浄化材，住宅資材等として活用できる木・竹炭等の効用や用途の普及・PRすることで，需要拡大を促進する。
- ・ 需要拡大を図るため，品質や規格の統一と適正表示を促進する。

イ ブランディングによる販路創出拡大

- ・ 「かごしま竹炭・竹酢液推薦制度」の普及を行い，品質の優れた竹炭等の需要拡大を促進する。

ウ 農山村の振興

- ・ 炭焼き体験等を通じて，農山村と都市との交流を促進する。

6 竹 材

(1) 現 状

- ・ 平成28年の生産量は、802千束で、全国一の生産県であるが、近年、生産者の高齢化や代替品の進出等により減少している。
- ・ 竹材の主な種類は、モウソウチク、マダケ、ホテイチク等で、生産量の殆どをモウソウチクが占めている。
- ・ 県内の製紙工場では、平成22年度に竹パルプ100%の竹入り紙が生産できるラインが整備されたことによって竹紙の利用が進んでおり、今後は、バイオマス発電やセルロースナノファイバー品での利用が期待されている。

(2) 課 題

- ・ 竹材の安定供給と生産の低コスト化を図るため、伐竹作業の機械化、作業路網等の整備、新たな伐竹集材システムの導入及び低コスト伐竹方法の開発・普及など担い手の育成を促進する必要がある。
- ・ 竹材や竹炭の新たな利用方法の開発を促進するとともに、竹製品の優れた特性等のPRを行い、需要拡大を図る必要がある。

(3) 施策の展開

① 担い手の育成

ア 新たな担い手の育成と支援

- ・ 竹材の安定供給を図るため、森林組合や木材業者、NPO法人等を対象に、伐竹事業体の育成を図る。

② 生産基盤の強化

ア 生産量増大のための効果的な生産基盤等の整備

- ・ 作業路網整備や伐竹作業の機械化等を促進する。
- ・ 竹材の安定供給とコストの削減を図るため、新たな伐竹集材システムの導入や低コスト伐竹方法の開発と普及に努める。
- ・ 竹林資源の情報収集を進め、適正な情報提供に努める。

イ 収益アップのための高品質化・高付加価値化の促進

- ・ 竹材の飼料化や竹材ボード等への利用促進に努める。
- ・ 竹材を原料としたセルロースナノファイバーの実用化など、新たな竹材の用途開発やそのための研究等を促進する。

③ 需要の拡大

ア 地産地消の推進

- ・ 竹製品が自然素材であり、古くから県特産品として生産されていることなどをPRすることで、県産竹製品等の利用を促進する。
- ・ 竹製品の優れた特性のPR活動を行い、需要拡大を図る。

- ・ 県内外の商業施設やイベント等において、他の県産品と一体となった宣伝販促活動を行うことで、竹製品のイメージアップと認知度向上を図る。
- イ ブランディングによる販路創出拡大
- ・ 県外等で実施する「鹿児島県物産展」等において、県産竹製品のPR活動を行う。
- ウ 農山村の振興
- ・ 地域ぐるみでの竹林活用を進めることで、活力ある農山村づくりを促進する。
 - ・ セルロースナノファイバーやバイオマス発電など、イノベーションによる竹材の需要増を図ることで、竹材生産振興を通じた地域産業の育成を促進する。

7 山菜類（自然薯，つわぶき，わらび，みょうが）

(1) 現 状

- ・ 生産量は，平成22年度以降減少傾向であり，特につわぶきの減少が大きい。自然薯については，生産団地の整備が進みつつあり，横ばいで推移している。

(2) 課 題

- ・ 生産が小規模分散的で市場性に乏しいため，生産施設の整備を促進し，生産の拡大と品質の向上を図る必要がある。
- ・ 収益性が栽培技術に大きく左右されるため，栽培技術の向上を図る必要がある。
- ・ ロットの拡大を図るため，共同集出荷体制を確立するとともに，付加価値を高めるため，一次加工等を促進する必要がある。
- ・ 山菜類のPR等を通じたイメージアップと認知度向上を図る必要がある。

(3) 施策の展開

① 生産基盤の強化

ア 生産量増大のための効果的な生産基盤等の整備

- ・ 協業体組織による生産基盤や出荷体制の整備を進める。

イ 収益アップのための高品質化・高付加価値化の促進

- ・ 技術研修会等を通じて，栽培技術等の普及・指導に努め，生産の拡大，品質の向上を図る。
- ・ 通年需要の確保と付加価値を高めるため，一次加工品化を促進する。

② 需要の拡大

ア 地産地消の推進

- ・ 若い世代を対象にした食育活動等により，県産山菜類の地域食文化への定着による需要拡大を図る。
- ・ 県内外の商業施設やイベント等において，他の県産品と一体となった宣伝販促活動を行うことで，県産山菜類のイメージアップと認知度向上を図る。
- ・ 食品表示の適正化と県産山菜類への信頼を図るため，食品表示等に関する指導を強化する。

イ 農山村の振興

- ・ 山菜採りや料理紹介等を通じて，農山村と都市との交流を促進する。
- ・ 林研グループ等の活動を支援し，山菜加工品等を通じて地域産業の育成を促進する。

8 樹実類（くり，ぎんなん，椿実，そてつ実）

(1) 現 状

- ・ 平成28年のくりの生産量は17トンで，始良地域を中心に生産されているが，近年台風被害や管理不足等により，生産量は減少している。
- ・ ぎんなんの生産量は3トンで，伊佐地域や曾於地域にて生産されているが，管理不足等により生産量が減少している。
- ・ 椿実の生産量は1トンで，桜島や甌島，三島において生産されているが，台風被害及び年による豊凶差が大きいいため生産量が安定しない。
- ・ そてつ実の生産量は104トンで，奄美地域において生産されており，その殆どが国外へ輸出されている。

(2) 課 題

- ・ くりとぎんなんについては，管理が不十分で生産性が低いことから，今後，適切な生産管理技術の普及指導が必要である。
- ・ 椿実については，生産拡大を図るため，樹林の造成・改良を進めるとともに，加工体制の整備を図る必要がある。
- ・ そてつ実については，輸出に対応するため，そてつ林の改良や集出荷施設等の整備を進める必要がある。

(3) 施策の展開

① 生産基盤の強化

ア 生産量増大のための効果的な生産基盤等の整備

- ・ 生産者組織の育成に努めながら，樹林造成・改良を計画的に進める。

イ 収益アップのための高品質化・高付加価値化の促進

- ・ 品質向上を図るため，優良品種の導入や整枝剪定，病虫害防除などの生産・管理技術の普及指導に努める。
- ・ 加工施設や集出荷施設の整備を進め，出荷の合理化や共同出荷体制の確立に努める。

② 需要の拡大

ア 地産地消の推進

- ・ 県産樹実類に関する情報を広く発信し，需要の拡大を進める。
- ・ 県内外の商業施設やイベント等において，他の県産品と一体となった宣伝販促活動を行うことで，県産樹実類のイメージアップと認知度向上を図る。

イ 農山村の振興

- ・ くりや椿実等の収穫体験や販売活動を通じて，農山村と都市との交流を促進する。
- ・ 樹実類の生産振興を通じて，地域産業の育成を促進する。

9 まき

(1) 現 状

- ・ 令和4年の県内の生産量は7,893RMとなっており、生産者の高齢化等により、減少傾向にある。
- ・ まきの需要先である鯉節は、枕崎市及び指宿市山川が、全国生産量の7割以上を占める日本一の産地となっており、鯉節の製造工程の焙乾に適材であるシイ・カシ類等のまきの安定供給が求められている。

(2) 課 題

- ・ まき生産者は、個人経営が多く高齢化等により担い手が減少しており、協業や法人化等による生産規模の安定・拡大が必要である。
- ・ 原木生産における搬出用機械や薪割り加工機等は、少積載や小出力の小型機械であり、生産性の向上や低コスト化を図るため、高性能な機械及び加工機等の導入が必要である。
- ・ まきの需要先は、ほぼ全量が鯉節の焙乾用であることから、各地区の水産加工業組合等と数量等に係る協定を締結するなど、安定供給に向けた合意形成を図る必要がある。
- ・ 適材となるシイ・カシ類等の原木の確保に向けて、民有林及び国有林における広葉樹林の経営計画等の情報共有を図る必要がある。

(3) 施策の展開

① 担い手の育成

ア 新たな担い手の育成と支援

- ・ 県のきこり塾や林業大学校等を通じて、新規就業者の確保・育成を図るとともに、流域森林・林業活性化センター等が開催する事業体育成研修などにより、生産技術の向上を図る。

イ 中核的生産者の育成

- ・ まきの安定供給を図るため、生産者の協業や法人化を促進するとともに、認定林業事業体及び登録林業経営体並びに意欲と能力のある林業経営者などの支援制度を活用し、経営の安定化を図る。

② 生産基盤の強化

ア 生産量増大に向けた効果的な生産基盤の整備

- ・ 原木生産における伐採及び搬出機械の高性能化や薪割り加工における高能率機械の導入促進を図る。

イ 収益アップのための高品質化・高付加価値化の促進

- ・ 民有林及び国有林における広葉樹林の経営計画等の情報共有を促進し、鯉節焙乾用カシ・シイ類の原木の確保を図る。

③ 需要の拡大

ア 地産地消の推進

- ・ まき生産者と水産加工業組合等との協定等に基づき，必要量や規格等に関する情報共有及び安定供給を図る。

イ 販路拡大

- ・ 経節用に加え，ピザ販売店等の業務用や家庭用薪ストーブ，キャンプ等のアウトドア活動向けの需要拡大を図る。

ウ 農山村の振興

- ・ まきの生産を通じて，地域産業の振興促進及び里山林の保全活用を図る。

【附則】変更の記録

- 令和2年4月7日
 - ・ 振興対象作目に「においひば」を追加
 - ・ 「においひば」の振興地域に，出水市を指定

- 令和2年10月30日
 - ・ 「においひば」の振興地域に，鹿屋市を追加

- 令和4年3月29日
 - ・ 参考資料に「鹿児島未来創ビジョン」と本方針の関係を整理して記載

- 令和6年8月30日
 - ・ 振興対象作目に「まき」を追加
 - 「まき」の振興地域に，指宿市，枕崎市，南さつま市，南九州市を指定
 - ・ 「さかき」の振興地域に，南九州市を追加
 - ・ 「ひさかき」の振興地域に，長島町を追加

第4 対象作目及び振興地域

(令和6年8月)

対象作目	振興市町村選定の考え方	振 興 市 町 村 名		
たけのこ	1 立地条件が生産に適する地域 2 相当の竹林資源を有している市町村 3 現に、生産しており、今後、産地形成若しくは生産拡大が見込まれる市町村	鹿児島市	日置市	いちき串木野市
		三島村	十島村	指宿市
		南さつま市	南九州市	阿久根市
		出水市	薩摩川内市	さつま町
		長島町	霧島市	伊佐市
		始良市	湧水町	鹿屋市
		曾於市	志布志市	大崎町
		錦江町	肝付町	西之表市
		中種子町	南種子町	奄美市
		大和村	宇検村	瀬戸内町
生しいたけ (原木)	1 立地条件が生産に適する地域 2 クヌギ等原木資源を有している市町村 3 現に、生産しており、今後、産地形成若しくは生産拡大が見込まれる市町村	鹿児島市	日置市	いちき串木野市
		指宿市	南さつま市	南九州市
		阿久根市	出水市	薩摩川内市
		さつま町	長島町	霧島市
		伊佐市	始良市	湧水町
		鹿屋市	垂水市	曾於市
		志布志市	大崎町	錦江町
		中種子町	南種子町	屋久島町
		奄美市	大和村	宇検村
		瀬戸内町	龍郷町	徳之島町
乾しいたけ (原木)	1 立地条件が生産に適する地域 2 クヌギ等原木資源を有している市町村 3 現に、生産しており、今後、産地形成若しくは生産拡大が見込まれる市町村	鹿児島市	日置市	いちき串木野市
		三島村	十島村	南九州市
		阿久根市	出水市	薩摩川内市
		さつま町	霧島市	伊佐市
		始良市	湧水町	鹿屋市
		曾於市	志布志市	大崎町
		錦江町	西之表市	南種子町
		屋久島町	瀬戸内町	
生しいたけ (菌床)	1 現に生産に取り組んでいる市町村	鹿児島市	指宿市	南さつま市
		南九州市	鹿屋市	宇検村
乾しいたけ (菌床)	1 現に生産に取り組んでいる市町村	鹿児島市	三島村	南九州市
		鹿屋市		

第4 対象作目及び振興地域

(令和6年8月)

対象作目	振興市町村選定の考え方	振 興 市 町 村 名		
えのきたけ	1 現に生産施設等を有し、産地化や生産拡大が見込める市町村	阿久根市	出水市	錦江町
		3市町村		
ひらたけ	1 現に生産施設等を有し、産地化や生産拡大が見込める市町村	南さつま市	阿久根市	出水市
		3市町村		
生きくらげ	1 現に生産施設等を有し、産地化や生産拡大が見込める市町村	薩摩川内市	鹿屋市	屋久島町
		徳之島町	和泊町	知名町
		6市町村		
乾きくらげ	1 現に生産施設等を有し、産地化や生産拡大が見込める市町村	三島村	薩摩川内市	鹿屋市
		屋久島町	和泊町	知名町
		6市町村		
ぶなしめじ	1 現に生産施設等を有し、産地化や生産拡大が見込める市町村	南さつま市	出水市	
		2市町村		
しきみ	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、現に樹林が造成され、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	鹿児島市	南さつま市	南九州市
		阿久根市	出水市	薩摩川内市
		さつま町	伊佐市	湧水町
		鹿屋市	垂水市	曾於市
		志布志市	大崎町	錦江町
		南大隅町	肝付町	西之表市
		中種子町	南種子町	屋久島町
		大和村		
		22市町村		
さかき	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、現に樹林が造成され、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	十島村	指宿市	南さつま市
		阿久根市	出水市	薩摩川内市
		さつま町	霧島市	伊佐市
		湧水町	鹿屋市	曾於市
		志布志市	大崎町	錦江町
		南大隅町	肝付町	中種子町
		南種子町	大和村	南九州市
		21市町村		

第4 対象作目及び振興地域

(令和6年8月)

対象作目	振興市町村選定の考え方	振 興 市 町 村 名		
ひ さ か き	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、現に樹林が造成され、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	鹿児島市	三島村	十島村
		南さつま市	南九州市	阿久根市
		出水市	薩摩川内市	さつま町
		伊佐市	湧水町	鹿屋市
		曾於市	志布志市	錦江町
		南大隅町	西之表市	中種子町
		南種子町	大和村	長島町
		21市町村		
せ ん り ょ う	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、現に樹林が造成され、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	鹿児島市	日置市	指宿市
		南さつま市	南九州市	出水市
		薩摩川内市	さつま町	霧島市
		湧水町		
		10市町村		
く じ ゃ く ひ ば	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、現に樹林が造成され、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	鹿児島市	指宿市	薩摩川内市
		霧島市		
		4市町村		
に お い ひ ば	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、現に樹林が造成され、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	出水市	鹿屋市	
		2市町村		
そ て つ 葉	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、現に樹林等が造成され、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	奄美市	大和村	宇検村
		瀬戸内町	龍郷町	徳之島町
		6市町村		
木 炭	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	鹿児島市	日置市	枕崎市
		南さつま市	南九州市	出水市
		薩摩川内市	さつま町	霧島市
		伊佐市	湧水町	鹿屋市
		曾於市	錦江町	西之表市
		中種子町	屋久島町	奄美市
		大和村	宇検村	
		20市町村		

第4 対象作目及び振興地域

(令和6年8月)

対象作目	振興市町村選定の考え方	振 興 市 町 村 名		
竹 炭	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	鹿児島市	日置市	南九州市
		阿久根市	出水市	薩摩川内市
		さつま町	霧島市	始良市
		鹿屋市		
10市町村				
木 酢 液	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	日置市	南さつま市	出水市
		伊佐市	湧水町	西之表市
		中種子町	奄美市	大和村
		宇検村		
10市町村				
竹 酢 液	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	鹿児島市	日置市	阿久根市
		出水市	薩摩川内市	さつま町
		霧島市	始良市	
8市町村				
竹 材	1 相当の竹林資源を有している市町村 2 振興に意欲的で、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	鹿児島市	南さつま市	阿久根市
		出水市	薩摩川内市	さつま町
		霧島市	伊佐市	始良市
		湧水町	鹿屋市	
11市町村				
自 然 薯	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、現に樹林が造成され、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	鹿児島市	日置市	いちき串木野市
		指宿市	南さつま市	薩摩川内市
		さつま町	伊佐市	南大隅町
		西之表市		
10市町村				
つ わ ぶ き	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、現に樹林が造成され、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	鹿児島市	いちき串木野市	三島村
		十島村	指宿市	南さつま市
		長島町	南大隅町	西之表市
		中種子町		
10市町村				
わ ら び	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、現に樹林が造成され、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	いちき串木野市	始良市	
2市町村				

第4 対象作目及び振興地域

(令和6年8月)

対象作目	振興市町村選定の考え方	振 興 市 町 村 名		
みょうが	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、現に樹林が造成され、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	日置市	指宿市	出水市
		霧島市		
		4市町村		
くり	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、現に樹林等が造成され、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	出水市	霧島市	湧水町
		3市町村		
ぎんなん	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、現に樹林等が造成され、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	霧島市	伊佐市	鹿屋市
		3市町村		
椿 実	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、現に樹林等が造成され、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	鹿児島市	三島村	指宿市
		薩摩川内市	鹿屋市	
		5市町村		
そてつ実	1 立地条件が生産に適する地域 2 振興に意欲的で、現に樹林等が造成され、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	奄美市	大和村	宇検村
		瀬戸内町	龍郷町	徳之島町
		知名町		
		7市町村		
まき	1 立地条件が生産に適する地域 2 現に生産しており、今後、産地形成や生産拡大が見込まれる市町村	指宿市	枕崎市	南さつま市
		南九州市		
		4市町村		
【合計】 31品目		延べ306市町村		

(別表)

特用林産振興基本方針における振興作目別の振興市町村一覧表

(令和6年8月)

	たけのこ	しいたけ				その他きのこ類				花 木 類						木炭(木酢液)等				山 菜 類				樹 実 類			まき				
		生しいたけ(原木)	乾しいたけ(原木)	生しいたけ(菌床)	乾しいたけ(菌床)	えのきたけ	ひらたけ	生きくらげ	乾きくらげ	ぶなしめじ	しきみ	さかさき	ひさかき	せんりょう	くじやくひば	にひひば	そてつ葉	木炭	竹酢液	木酢液	竹酢液	竹材	自然薯	つわぶき	わらび	みょうが		くり	ぎんなん	椿実	そてつ実
		●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●		○	●	○	●
鹿児島	鹿児島市	●	●	●	●												○	●	●	●	●	●	●	●				●			
	日置市	●	●	●														●	●	●	●		●	●	●						
	いちき串木野市	●	●	●																			●	●	●						
	三島村	●		●						○														●							
	十島村	●		●																				●							
	計	5	3	5	1	2				1	1	1	3	2	1			2	2	1	2	1	3	4	1	1			2		
南薩	枕崎市																●													○	
	指宿市	○	○		●																		○	○		○				○	
	南さつま市	●	●		●		●		●			○	●	●				●		●		●	●							○	
	南九州市	●	●	●	●	●						●	○	●	●			●	●				●	●						○	
	計	3	3	1	3	1		1		1	2	3	2	3	1			3	1	1		1	2	2	1			1		4	
北薩	阿久根市	●	○	○		●	●					○	○	○				●		●	●	●									
	出水市	●	●	●		●	●		●			○	○	○	●		○	●	●	●	●	●			●	●					
	薩摩川内市	●	●	●				○	○			○	○	○	●		○	●	●	●	●	●	●					●			
	さつま町	●	●	●								●	●	●	●			●	●	●	●	●	●								
	長島町	●	●										○											○							
	計	5	5	4			2	2	1	1	1	4	4	5	3	1	1	3	4	1	4	4	2	1		1	1	1			
始良・伊佐	霧島市	●	●	●								●		●	●		●	●	●	●	●				●	●	●				
	伊佐市	●	●	●							○	○	○				●		●		●	●	●				●				
	始良市	●	●	○														●		●		●		●							
	湧水町	●	○	●								●	●	●	●			●		●		●				●					
	計	4	4	4							2	3	2	2	1			3	2	2	2	4	1	1	1	1	2	2			
大隅	鹿屋市	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●		○		●	●		●	●						●	●			
	垂水市		●								●																				
	曾於市	●	●	●							●	●	●				○														
	志布志市	●	●	●							●	●	●																		
	大崎町	●	●	●							●	●																			
	東串良町																														
	錦江町	●	●	●		●					●	●	●				●														
	南大隅町										●	●	●										●	●							
	肝付町	●									●	●																			
計	6	6	5	1	1	1	1	1		8	7	5		1			3	1			1	1	1			1	1				
熊毛	西之表市	●		●							●	●					●		●		●	●									
	中種子町	○	●								●	●	●				●		●				●								
	南種子町	●	●	●							●	●	●																		
	屋久島町		●	●				○	○		●							●													
	計	3	3	3				1	1		4	2	3					3		2			1	2							
大島	奄美市	●	●														●	●		●									●		
	大和村	●	●								●	○	○				●	●		●									●		
	宇検村	●	●		○												●	●		●									●		
	瀬戸内町	●	●	●													●												●		
	龍郷町		●														●												●		
	喜界町																														
	徳之島町		●						●							●													●		
	天城町																														
	伊仙町																														
	和泊町							●	○																					●	
	知名町							●	○																					●	
与論町																															
計	4	6	1	1			3	2		1	1	1				6	3		3										7		
合計	30	30	23	6	4	3	3	6	6	2	22	21	21	10	4	2	6	20	10	10	8	11	10	10	2	4	3	3	5	7	4

注) ○については、第4期鹿児島県特用林産基本計画から移行時以降に追加要望のあった作目である。